

第21回国土交通省政策評価会

平成22年2月10日（水）

【増田企画専門官】 それでは、まだ佐藤委員がいらっしゃいませんが、定刻をちょっと過ぎておりますので始めさせていただきたいと思います。

それではただいまから第21回国土交通省政策評価会を開催させていただきます。本日はご多忙のところ先生方にはご出席いただきましてありがとうございます。なお、今回の国土交通省政策評価会に先立ちまして、委員の方々の交代がございましたので、委員及び事務局のご紹介をさせていただきます。

最初に委員のご紹介をさせていただきます。前回までの政策評価会から引き続き委員をお願いしております、慶応義塾大学総合政策学部教授の上山信一委員です。

【上山委員】 よろしく申し上げます。

【増田企画専門官】 中央大学法学部教授の工藤裕子委員です。

【工藤委員】 工藤でございます。よろしくお願いたします。

【増田企画専門官】 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授の田辺国昭委員です。

【田辺委員】 よろしくお願いたします。

【増田企画専門官】 有限責任監査法人トーマツパートナー、公認会計士の森田祐司委員です。

【森田委員】 森田でございます。よろしくお願いたします。

【増田企画専門官】 東京大学大学院教育学研究科教授の山本清委員です。

【山本委員】 山本です。

【増田企画専門官】 次に、今回より委員をお願いしております、東京大学大学院工学研究科社会基盤学専攻准教授の加藤浩徳委員です。

【加藤委員】 加藤でございます。よろしくお願いたします。

【増田企画専門官】 佐藤委員は後ほどいらっしゃいますが、一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授の佐藤主光委員に新たにお願しております。

千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻准教授の村木美貴委員です。

【村木委員】 村木です。よろしくお願いたします。

【増田企画専門官】 次に事務局の紹介をさせていただきます。政策統括官の小島です。

【小島政策統括官】 小島でございます。よろしくお願いいたします。

【増田企画専門官】 政策評価審議官の若山です。

【若山政策評価審議官】 若山でございます。よろしくお願いいたします。

【増田企画専門官】 政策評価官の川中です。

【川中政策評価官】 よろしくお願ひします。

【増田企画専門官】 政策評価企画官の丹野です。

【丹野政策評価企画官】 丹野でございます。

【増田企画専門官】 同じく杉山です。

【杉山政策評価企画官】 杉山でございます。

【増田企画専門官】 最後に企画専門官の私、増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは小島政策統括官からあいさつを申し上げます。

【小島政策統括官】 第21回の政策評価会開催に当たりましてごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、平素より国土交通行政への多大なるご支援、ご協力を賜り、まことにありがとうございます。また本日はご多忙のところご出席を賜り、重ねてお礼申し上げます。当初の予定では昨年12月2日に開催予定でございましたが、政権交代や評価会委員の交代などがあり、2カ月遅れの開催となってしまいました。

なお、本日は新しい委員の方々を含め、委員全員にご出席いただく予定となっております。これは国土交通政策評価会21回の歴史の中で2回目ということです。今回は別のお仕事の予定を変更してまでご出席いただいた委員もおられるということでございますので、大変ありがたく、重ねてお礼申し上げます。

さて、現在官邸の国家戦略室で、政策達成目標明示制度導入の議論が進んでいるようでございます。また昨年には総務省の行政評価局自体が事業仕分けの対象となり、結果として機能強化を要請される結果となりました。このように政策評価制度につきましては、今後さまざまな変革、改革が予想される状況でございます。国土交通省としましては、これらの改革に対応していかなければならないわけでございますが、その一方で政策評価の具体的な方法等についても、実務からの改革を進めていくことが重要でございます。これらの点につきまして、当評価会の先生方には引き続き重要な機能を担っていただくことと考

えております。

本日の評価会では、今回初めて参加された委員もおられますので、国土交通省の政策評価の全体像を、年間スケジュールの紹介を兼ねましてご説明させていただきます。引き続き、今年度末に予定しております国土交通省政策評価基本計画と22年度事後評価実施計画の変更について、概要を説明させていただきます。本日以降、年度内には政策評価会の開催を予定しておりませんので、もしご意見をいただければ承りたいと考えております。

次に、今年度にとりまとめを予定しております政策レビューの進捗状況についてご審議いただきます。今年度の政策レビューは4テーマございます。進捗状況を各局よりご説明いたしますので、評価手法等において改善すべき点があればご助言やご意見をいただきたいと考えております。

続きまして、平成22年度予算概算要求に向けて行いました政策アセスメントの評価手法についてご報告をさせていただきます。これは8月下旬にいったん評価手法を取りまとめましたが、10月に概算要求自体が組み替えとなりましたので、これにあわせて評価についても再度実施した結果でございます。政策アセスメントにつきましても、その評価手法等についてご意見をいただき、来年度以降の実施等に役立たせていただきたいと思いますと思っております。

最後に、冒頭申し上げましたが、政策評価をめぐる様々な動きについて、私どもが把握している限りの現時点の情報を簡単にご報告させていただきます。

本日は、以上の議題につきましてご議論いただき、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【増田企画専門官】 ただ今、一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授の佐藤主光委員がご到着されました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思いますが、その前に委員の皆様方に座長をご選出いただきたいと存じます。どなたかご発言ありますでしょうか。お願いします。

【森田委員】 この政策評価会の最初の時からのメンバーで、政策評価に高いご知見をお持ちの上山さんにぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【増田企画専門官】 ありがとうございます。ただいま森田委員より上山委員に座長をお願いしたいというご提案がございまして、皆様のほうから異議なしというお言葉をいただきました。それでは、上山委員に座長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお

願いたします。

それでは座長より一言ごあいさつをお願いいたします。

【上山座長】 それでは、ご指名によりまして座長を引き受けさせていただきたいと思
います。さっき統括官から、今日は21回目であるということをお聞きしまして、随分歴
史を重ねてきたなと思います。金本座長の非常に的確なご指導の下にみんなでやってきた
わけですが、その蓄積をうまく生かしつつ、かつ外は政権交代でありますとか、事業仕分
けであるとか、いろいろな新しい動きがありますので、この政策評価会自体が事業仕分け
されてしまわないように頑張っていきたいと思ます。

それでは今日の議事に入りたいと思ますが、議題の1と2はつながっているような感
じがしますので、事務局からあわせてご説明をお願いしたいと思ます。

【増田企画専門官】 それでは議題1と2をあわせて説明させていただきます。

まず資料1-1という2枚紙をご用意していただきたいと思ます。1枚目は平成21
年度、つまり現在進行形のスケジュールと、2枚目が来年度、22年度のスケジュール案
となっております。

まず1枚目の左端につきましてご説明します。行政評価法に基づく政策評価は、各省ご
とに基本計画というものを立てて実施しております。昨年基本計画を変更いたしまして、
当省の基本計画は平成21年度から25年度の5カ年の計画になっております。さらに事
後評価につきましては毎年度、次の年度の事後評価実施計画を策定していきます。その中
で、当省で言いますと政策チェックアップというものの基礎となる政策評価体系、あるい
は政策レビューの今後の実施予定のテーマなどを決めていくという仕組みになっておりま
す。さらに、行政評価法は事前評価につきましては公共事業、研究開発課題、ODAそれ
から規制につきまして実施を義務付けております。左端4段目の規制の事前評価（RIA）
とか、真ん中2段の個別公共事業評価、個別研究開発課題評価がそれに当たります。なお
左端3段目の政策アセスメントというのは、法律上の義務ではありませんが、主に新規予
算要求事項等につきまして、国土交通省として独自に事前評価をしているものでございま
す。

今、当省では、話題に出ました政策アセスメント、それから政策チェックアップ、政策
レビューの三つを基本計画で「政策評価の基本的な三つの方式」としております。この政
策評価会の基本的な対象は、この基本計画自体と事後評価実施計画自体、そしてこの「基
本的な3方式の政策評価」と考えております。

なお基本計画は、個別公共事業評価と個別研究開発課題評価についても「政策の特性に応じた方式」として規定しておりますが、実施の詳細については実施要領に委任しております。この評価会につきましては必要に応じて対象としております。

さて1枚目、21年度のスケジュール表を見ていただきますと、一番上の基本計画につきましては5カ年の計画ですので、今年度は1年目ということで基本的に変更はないのですが、政権交代の影響もございまして、後でご説明する変更が年度末の3月に必要になっております。

2段目の事後評価実施計画は、8月に策定しております。省議で意見聴取して大臣決裁による大臣決定をしております。表では真ん中、22年度計画の策定としているのがそれでございます。22年度に実施する事後評価につきまして、政策チェックアップに使う政策評価体系やレビューのテーマ一覧などを主に決めております。そして3月に公共事業や研究課題の対象事業を追加したりすることで微修正を行います。先ほどの大臣決定と異なりまして、省議がないのですが、これは政権交代に伴いまして、事実上国土交通省では省議が全く行われない状態になっておりまして、それに対応しています。後ほどの基本計画の変更についても、この省議の削除というのが内容になります。政策評価会は12月の予定でございますが、本日に延びましたので2月に書いてございます。

次に3段目の政策アセスメントでございます。これは予算概算要求に伴いまして、その中で新規要求事項等が出てきますが、それにつきましてその必要性、効率性、有効性等を説明するという事前評価でございます。ということですので、8月末の概算要求決定時に、これも省議と大臣決定を行ってございました。しかし今年度は政権交代で概算要求自体が組み替えられるということがございました。そのため、政策アセスメントについても再度決定し直しております。それが11月の星印のところの大臣決定でございます。先ほど申し上げましたように、省議は現在行われておりません。

次に政策チェックアップについてですが、政策評価会においてご意見をいただいたのが7月9日でございます。例年は7月の省議決定、大臣決定でございましたが、諸般の事情で8月末に省議決定を行ったところでございます。

政策レビューにつきましては、新たなテーマ設定と評価書そのものの取りまとめで2段に分かれて書いております。それぞれ事務次官がヘッドの検討会で進めてございました。これにつきましても、今後基本計画の変更により、大臣政務官をヘッドとした検討会に変更することを考えてございます。なお、星印で大臣決定（重要政策の評価）というのは、田

辺委員や佐藤委員はよくご存じだと思いますが、経済財政諮問会議と総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が関係する、当初「重要対象分野」と言っておりましたが、最後に「重要政策」になったんですが、そういう仕組みがございまして、その関係で11月に評価書の作成提出を求められたテーマがございまして、この件につきまして7月9日の政策評価会にて意見を聴取いたしまして、11月に大臣決定して総務省に送付いたしました。それから、当初から今年度の取りまとめが予定されておりました4件の政策レビューについて、本日これから当政策評価会にて意見を聴取し、3月に大臣決定する予定としております。

その下の公共事業と研究開発課題評価につきましては省略させていただきます。

その下の政策課という段がございまして、これは政策チェックアップの政策評価体系のうち、その主要な部分を実は社会資本整備計画の重点目標というものが重複する形で定められております。この社会資本整備計画自体も毎年フォローアップすることになっておまして、毎年7月ごろに社会資本整備審議会・交通政策審議会の合同計画部会でこのフォローアップを行っております。その内容はチェックアップと重なるということになります。

最後は二次評価等を行うことになっております総務省行政評価局の行う評価等について書いております。

2枚目が来年度、22年度の予定でございまして、21年度との違いは、まず左端の5段目に欄として租税特別措置における事前・事後評価を新設しております。中身の日程、実を申しますとまだ政令改正等されておられませんので、この項目をつくること自体未定なんですけど、一応入れさせていただいております。もしこれについて政令改正されても、そのための我が省の基本計画の変更が必要になるんですけど、それは一番上の段の5月6月のところに、仮に括弧で書いてございまして、省議は全部なくなっております。それから政策チェックアップの大臣決定は従来と同じ7月を予定しております。秋の政策評価会は11月ぐらい、これも例年と同じですが予定しております。ちなみに6、7月の社会資本整備・交通政策審議会計画部会については、開催自体が未定なので括弧書きにしております。

なお、資料1-2として、これまでの政策レビューを実施してきたテーマについて全部一覧にしておりますので、ご参考までご覧いただければと思います。

議題1については以上でございまして、引き続き議題2の意見聴取を行う部分についてご説明したいと思います。先に資料2-2をご覧いただきたいと思っております。資料2-2が、先ほどから話題にしております国土交通省政策評価基本計画そのものの現在の形でございます。

ます。それから資料2-3をご覧ください。こちらが現在の平成22年度国土交通省事後評価実施計画でございます。先ほどの基本計画に基づいてつくっております。平成22年度は、ここに書いてある事後評価の仕事について我々が取り組むわけでございます。特に事業評価、研究評価の対象については年末ぎりぎり、3月にならないとそろわないということで、8月にこの資料2-3の形でつくっておいて、3月末に変更するという仕組みで運用しております。

それでは資料2-1をご覧ください。パワーポイントの資料でございます。表紙をめくって2ページでございますが、基本計画につきましては5年間固定の形で基本的には毎年度末の改正は必要ないのですが、政権交代の関係で次の2点について政務二役にも確認しまして改正するというようにしております。

1点目、主要事項。これは基本計画の改正や実施計画の策定、それから主な評価書の決定を含むと考えておりますけれども、これらの決定に際してこれまでは省議を行ってまいりました。しかし政権交代後、先ほどご説明したとおり、省における最高意思決定機関は政務三役会議となっております。省議は開かれないことになりましたので、この省議については削除することにしたいと考えております。

2点目は、政策レビューに関する検討会で、省内においてレビューのテーマの検討等行っておりますが、基本計画上、検討会は事務次官を座長とすると明記しているものですから、これにつきましても検討会に政務官3名が参加することになりますので、座長も政務官が、具体的には藤本政務官に担当していただきますが、このような形に変えるということでございます。

後ほど申し上げますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、税制について事前評価・事後評価を行うという方針を、民主党がその方針を明らかにしておきまして、恐らく3月から4月ぐらいに、総務省が行政評価法の政令改正をしてくだらうと予想されております。これについてもすぐに基本計画に反映する必要があるんですが、内容も時期もはっきりしませんのでお示しできません。次回7月の評価会で事後報告という形にさせていただきたいと思っております。ご了解いただきたいと思います。また、今後状況の変化についていろいろ基本計画に影響するかもしれませんが、これらにつきましても、ひとまず座長預かりというような形にさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

次に資料2-1の3ページを開いていただきますと、平成22年度事後評価実施計画が

ございます。このページと次のページは説明でございますが、平成22年度の実施計画というのは、国土交通省がいろいろと施策を行った実績を平成22年度に事後評価しますので、その対象を明らかにしますという計画でございます。

パワーポイント資料の5ページを開いておいていただきたいと思います。その上で資料2-3をご覧くださいと思いますが、8月に作成した結果、この2-3の実施計画の本文はこういった形式的なものになっておりまして、実質は2枚目以降の別紙1となっております政策目標、施策目標、行政指標及び業績目標一覧、これは評価体系と言っておりますけれども、こういったものがメインになっております。それからこの冊子の一番最後の1枚、これが政策レビューテーマの一覧表ということになっておりまして、これがもう一つのメインということになります。

先ほどの資料2-1の5ページに戻りますが、この(1)の政策チェックアップ関係というのがまさに先ほどの評価体系のことでございますが、ここは若干指標の微修正を、わかりやすくするために指標名を多少細かく書き直すですとか、そういったものがちょっとございまして、その改正が二、三カ所あるかなと考えております。それからレビューの表についても、今のところ変更なしの予定でございます。先ほど説明いたしました(3)、(4)というところがたくさん事業名等が追加されるというのがこの変更の内容ということになります。

これらの流れにつきまして、特に政策チェックアップを例にとって先ほどの3ページと4ページで説明させていただいております。

ごくごく簡単で恐縮ですが、議題1の報告と議題2の意見聴取の説明は以上でございます。議題2につきましては、申し上げましたように未確定の部分があつて恐縮でございますが、何かございませすれば意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【上山座長】 はい。それでは以上についてご質問、ご意見ありますか。

ちょっと私のほうから素朴な疑問なんですけど、省議にかわるものとしてというのはわかるんですが、局長さんたちというのはこの政策評価に触れる場面というのはあるんでしょうか。自分のところの局の事業が対象になると、局内の議論で触れるという関係になるんですか。

【増田企画専門官】 はい、そうなります。各局の政策評価については必ず大臣決定ですから、局長にも決裁が回ってきますので各自そういうことにはなりますが、そもそも省議

がなくなったということは、局長以上の者が全員集合する機会自体がもうないので、それは政治決定でございまして、そこは何ともしようがないかなと思っております。

【上山座長】 あと、政策評価と予算の連携というのは従来からいろいろな議論があるんですが、その連携というか、情報交換の場というのはどういうところで起きるんでしょうか。

【増田企画専門官】 基本的には、先ほど申し上げましたように政務三役会議というのが当省における最高意思決定機関とされております。そこにつきましてはどういう議題がかけられるのかとか、それについても政務三役が決定いたしますので、こちらとしましてはいかんともしがたいと思っております。ただ、何らかの形で、例えば政策評価について政務三役会議にかけられるようになっても、今こちらに案と書いております、「国土交通大臣が必要に応じて副大臣及び政務官に意見を聴取した上で決定する」という形にしておりますので、政務三役会議で議題になるようになってもそのまま読めるような形には残しておこうということでございます。

【小島政策統括官】 補足しますと、レビューの検討会は政務官が参加されますが、その意味では局長以上が一堂に集まる数少ない機会として存続し得るということでございますが、座長おっしゃるとおり、本件に関して横の意見交換の場が今のところ明示的にはないというのが実態でございます。

【上山座長】 はい。いかがですか。特に今回から委員になられた皆様はどうですか。こういう流れ、ぱっと見てわかりにくいというところがあるかと思うのですが、どうですか。

【加藤委員】 話を聞いてみないとわからないと思います。大まかにはわかりましたが。

【上山座長】 村木さんは。

【村木委員】 同じでございます。

【上山座長】 佐藤さん。

【佐藤委員】 何となく流れは。

【上山座長】 そうですか。わかりました。それではむしろ本題に入って、具体的な中身を見ながら進め方についてもまたご意見いただきたいと思いますが、ちょっと手続的なことなのですが、この基本計画等の変更についてですが、今後税の関係とか少し環境変化があると思うのですが、そのときにどう変えるかというのは、あえてこの会議を開かず、基本的には私のほうで預らせていただいて、必要があれば適宜メールか何かで皆さんに

ご相談するというようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【上山座長】 それでは、そういう処理をさせていただきます。

それでは、次の議題の説明をお願いします。

【丹野政策評価企画官】 それでは続きまして政策レビューの関係についてご説明させていただきます。今後実施する政策レビューのテーマ等については、先ほどの資料1-2のほうで政策レビューテーマ一覧というのをご紹介させていただきました。これの中には平成14年から開始しています政策レビューの過去のテーマ、それから今後5カ年間のテーマ等が入っておりますが、この計画に基づき、今後も実施する予定となっております。

先ほどの年間スケジュールのところでも若干触れましたが、一般的な政策レビューの進め方についてご紹介させていただきたいと思います。

政策レビューについては、基本的には取りまとめ予定の前年度から必要なデータの収集等の調査、関係資料の収集等を開始し、それから当該年度に入った前後から評価作業を行うとともに、その結果等について各分野の有識者等から意見聴取を行う等を行い、その後、秋に、この政策評価会に中間報告という形でお諮りし、まとめ方等について指導をいただいた上で報告書を作成、年度末に公表という手順で進めてまいりました。本年度は、先ほどから出ていますような諸事情から、秋に政策評価会が開催できませんでしたので、この間、事務的に各局と評価書の取りまとめ等について相談をさせていただきながら作業を進めてまいりました。今回の報告では、3月評価書決定を見すえて、可能な限り評価の結果や今後の施策への反映等の案も含めた説明となるよう、各局に依頼しているところがございます。このため、本日のご審議にあたりましては、あらかじめ例年と状況・時期が違いますことをご承知賜り、また実施計画で定めた策定期限まで時間が迫っていることだけご理解いただきまして、ご指導いただければと思います。

それでは早速個別のテーマの説明に移らせていただきます。今年度取りまとめを実施する政策レビューのテーマですが、実は4件用意をしております。資料3-1から3-4に基づき、それぞれの担当者から現在の状況についてまとめて報告させていただいて、その後まとめた形でご意見・ご指導いただきたいと思いますと思っております。

なお、資料3-1及び3-4につきましては事前に送付させていただいた版より若干修正及びページの追加等をさせていただいておりますので、本日お配りの資料を見ていただきたいと思っております。それでは早速入りたいと思います。

まず初めに第5次国土調査事業十箇年計画について土地・水資源局の安藤補佐よりお願いしたいと思います。

【安藤課長補佐】 失礼いたします。土地・水資源局国土調査課で課長補佐をやっております安藤でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

資料はお手元にご資料3-1というものでございます。第5次国土調査事業十箇年計画につきましての政策レビューでございます。

最初に、第5次国土調査事業十箇年計画というのは何かというのを簡単にご説明させていただきます。資料で言いますと3ページ目を見ていただければと思います。右下にページ番号を振ってございます3ページのところに第5次国土調査事業十箇年計画についてというところがございます。まずこの国土調査事業十箇年計画とありますが、この国土調査でございます。こちらは、昭和26年にできました国土調査法という法律に基づいて行われている調査でございます。国土調査と申しますのは、ここに書いてございますが、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査をするというものでございます。簡単に言いますと、国土の利用ですとか開発、そういうものをするための基礎的な土地とかに関する情報を整備するというで行っている調査でございます。

左下に体系図みたいなものを書いてございますが、国土調査というのは大きく分けると三つの調査からできてございます。土地分類調査という土地の地形とか、地質とか、そういうものの調査。それから水調査という水系関係の調査。そして地籍調査、これは土地の所有者とかの調査。大きく分けるとこの三つの調査からできているということでございます。

国土調査というのはこの三つの調査が基本的には市町村等の地方公共団体のほうで行っていただいている。そういうものの基礎的な情報について国、そして都道府県のほうで情報を整備する。基本的な情報を整備することをここでは基本調査と呼んでおりますが、そういう形で調査を行っているというものでございます。

昭和26年に法律ができて、調査を進めていたわけなんです、なかなか調査が進まないということもございまして、右上に書いてございますように、昭和37年に国土調査促進特別措置法という法律ができました。この中で国土調査をより計画的にやりましょうということで、十箇年計画をつくって調査を進めていこうということで行われているものでございます。

現在は、平成12年に改正されましたその内容に従いまして、右上に書いてございますが、平成12年度以降の十箇年に実施すべき国土調査事業に関する計画というものを作成して事業が行われているというものでございます。これが現在第5次の国土調査事業十箇年計画と呼んでいるものでございます。

右下に、現在の十箇年計画の、これは閣議決定されたものの部分が載っているわけなんです、基本的にはどういう調査をどれぐらいやるんだということが書かれているという計画でございます。

今回は、この計画がちょうど10年ということで、今年度、平成21年度に期末を迎えるということがございまして、これにつきまして政策レビューを行いまして、さらに来年度以降、平成22年度以降の施策につなげていくということでやっているというものでございます。

この評価につきまして、1ページ前にめくっていただきまして、2ページのほうでございますが、今、国土調査の中でほとんど大きな部分を占めているのが地籍調査ということもございまして地籍調査の関係。それから国土調査全体の関係につきまして、国土審議会の下に検討小委員会というものを2回設けまして、外部の有識者の方に検討いただいたという形になってございます。地籍調査の促進検討小委員会というのを平成19年度に、それから国土調査のあり方に関する検討小委員会というのを昨年行ってございます。どちらも委員長は東京大学の清水先生になっていただきまして、地籍調査、それから国土調査の今後の方向性、それからこれまでの問題点などにつきましてご議論いただきました。今日発表させていただく内容、それからまた取りまとめさせていただく内容につきましては、これらの委員会の中でご議論いただいた内容を踏まえて書かせていただいているというものでございます。

もう一度ページをめくっていただきまして、次に4ページ目でございます。今日はお時間関係もございまして、今一番国土調査の中でメインとなっております地籍調査につきましてもう少し簡単にご説明させていただきたいと思っております。

地籍調査というのは、土地の所有者ですとか、境界ですとか、面積というものを調査したり測量したりという調査でございます。実施主体は市町村等が行ってございます。国は直接地籍調査というのを実施できないというふうに法律上なっております、そのためのいろいろな基礎的な情報を整備するというを行っております。

調査の流れはその真ん中あたりにフローが書いてございますが、測量、そして一筆地調

査と呼んでおりますが、実際に土地の所有者の方に現地に来ていただいて境界を確認するという作業を行ってございます。ですので、境界の確認というのをすべての境界で所有者の方に出てきていただいてやっているということもございまして、なかなかその調査が思うようには進捗していないという部分がございます。成果は、最終的には登記所のほうに送られまして、登記の情報が変えられるということが行われてございます。こういう形で、土地に関する非常に基礎的な情報が整備されるということもございまして、地籍調査をやらないと、土地の取引がうまくいかないですとか、公共事業にうまく入れない。それから例えば固定資産税なども基本的には登記所の情報に基づいて課税されておりますので、それも正しい情報で課税されていないといったようなことが起こってしまうということがございます。

ただ、この地籍調査でございますが、先ほどからご説明させていただいておりますように昭和26年からやっているわけなのでございますが、左下に書いてございますが、まだ全国で48%しか進んでいないという現状がございます。都道府県別の進捗状況で言いますと、関東、中部、近畿といった大都市ほど調査が進んでいないという現状でございます。これは都市部のほうが調査が非常に難しい、都市部のほうが土地が非常に細かく分割されているというものもございまして、資産価値が高い、関係者の利害関係も非常に複雑だということもあって、調査がなかなか進んでいないということがございます。

第5次十箇年計画においては、地籍調査に関しましては3万4,000平方キロメートル全国でやりますという計画が十箇年計画の中に盛り込まれまして、それを推進するための施策をこれまでもいろいろ行ってきたということがございます。

1ページめくっていただきまして、5ページ目でございます。こういった事情も含めまして、今回、この第5次国土調査事業十箇年計画の評価に当たりましては、まず地籍調査の実施状況というものをより詳細に分析する。全国でこれぐらいの進捗率というのは当然わかっているんですが、それが県別、地域別ではどうなのかというようなことを分析・評価をするということ。それからこの第5次十箇年計画の促進のためにいろいろな施策を行ってまいりましたが、それがどの程度有効であったのかということについて評価をするという点。そして三つ目でございますが、そうはいても地籍調査はなかなか進んでいないというのが現状でございますので、地籍調査が進捗しない原因について、何が一体ほんとうに進まない原因なのかということについての分析ということ。地籍調査につきましては、まずこういう点について評価というものを我々のほうで委員会のご意見も踏まえながらさ

せていただきました。

例えば下にご書いてございますが、右下に市町村の地籍調査に従事する専任職員数の推移というグラフを書かせていただいております。市町村さんのほうで地籍調査をやっているわけなんでございますが、合併、それから行政ニーズのいろいろな多様化ということもございまして、市町村さんもなかなか地籍調査そのものに従事する職員の方、いわゆる体制を確保するということが難しくなっているということが現状でございます。これは数字的にもこういう形で出てきているということがございます。また最近では予算面なども含めて、市町村さんのほうでなかなか体制が組めないというようなことが出てきているということがございます。こういったようなことを総合的に評価させていただくということを考えているものでございます。

続いて6ページ目でございます。

実際に検討小委員会なども含めまして出していただきました意見、それから方向性なども踏まえて、今の点につきまして、大まかなアウトラインでございますが、評価結果としてまとめさせていただいております。

まず地籍調査の実施状況でございますが、先ほど申しましたように都市、それからもう1カ所、山もなんです、なかなか地籍調査が進んでいないという現状があるということがございます。こういうところを中心に調査の重点化、今までの国土調査事業十箇年計画ですと、3万4,000平方キロメートルを全国でやりますという計画になってございますが、より重点化を図り、計画そのものもちゃんときめ細やかに地域ごとに計画をつくるのか、そのような形で調査の重点化を図るべきだというようなことが言えるかと思っております。

また、一つ飛んでですが、地籍調査が進捗しない原因というものにつきましての分析の結果でございますが、一つ目は調査そのものへの理解がなかなか進んでいないということが挙げられるかと思っております。先ほどもご説明させていただきましたが、調査の中では必ず土地の所有者の方に出てきていただいて境界を確認するという作業をしているわけなんです、そういうものに対する重要性というものがなかなか住民の方に伝わっていないところがございます。調査に協力していただけないという声もよく聞いてございます。そういう調査に対する意識というものを住民の方、それから市町村の方などにも広めていく必要があるということがまず一つあると思っております。

それから二つ目でございますけれども、都市部に対しての集中的な対策が必要というこ

とがあるかと思えます。なかなか通常どおりの地籍調査を進めるのは難しい。特に民境界、私有地と私有地の境界というのがトラブルのもとになっている。そういうものもあって、市町村さんも調査そのものをそういうことでためらっているという現状がございますので、そういうところを解決するような、例えば少なくとも官有地と民有地の境界、官民境界みたいなものだけは先駆けて調査するような手法を導入すべきではないかという形で、実は委員会の中でもご意見をいただきましたので、そういう形について考えていかなければならないと考えてございます。

また一方、山の地籍調査でございますが、こちらは土地の境界をご存じの方が高齢化とかでだんだんいなくなっているという状況がございます。また、村離れという話もございまして、例えば境界をご存じの方はいるんですけれども、その子供、孫の代になるとさっぱり土地の境界などがわからなくなっている。そういう方は例えば東京に出てしまっているというようなことがある。そういうこともありまして、早く土地の境界情報を保全しないといけないというのが課題であるというふうに考えているところでございます。

また全体的な大きな話として、今、市町村さんに地籍調査をやっているんですけども、負担が大きくてなかなか進まないというところがございますので、負担軽減を図っていくというところをやっていくといけないと考えているところでございます。

こういったことにつきまして、こういう観点を踏まえた上で今後の施策というものを考えていかなければならないと考えているところでございます。

次に最後のページ、政策への反映の方向性という形でまとめさせていただいてございます。こういったことにつきまして、どのように進めていくのかということでございます。現在我々のほうで考えている、まだこれはあくまでも我々のほうで考えているレベルの案でございますが、一つ目は先ほどの調査の重点化を図るということで、また次期の平成22年度以降の十箇年計画策定をするということが必要になってくるかと思っておりますが、その中ではよりきめ細やかな目標を設定する、それからどこが重要かというのをちゃんと明らかにして、優先的に調査をしていくようなことを考えていくというようなことを考えているというところでございます。

また、都市と山の遅れを何とかしていかなければならない。それから市町村さんの負担を軽減しなければならないということから、少しでも国のほうでできる調査を進めていこう、国のほうで市町村さんがやられる調査の一部でも肩がわりするような形で調査をするようなことを、特に都市部と山でやろうということで、新たな調査を創設するというよう

なことを考えているというものでございます。

またこのほか、周知活動ということも強化するとか、今回評価の中でいろいろ出てきたことについて、政策のほうに反映させていきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

【丹野政策評価企画官】 ありがとうございます。続きまして、総合的な水害対策について河川局古市補佐並びに都市・地域整備局下水道部原田流域下水道調整官よりご説明をお願いします。

【古市課長補佐】 私、河川局河川環境課流域治水室で課長補佐をしております古市と申します。

【原田流域下水道計画調整官】 下水道部で流域下水道計画調整官をしております原田でございます。

【古市課長補佐】 本日、総合的な水害対策ということで、私ども河川局と下水道部のほうで共同で検討しております政策レビューにつきまして、代表いたしまして私古市のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。座ってご説明させていただきます。

まず2ページをごらんいただきたいと思います。総合的な水害対策というテーマということで、テーマ名が非常に幅広になっておりますけれども、今回私どもといたしましては、評価の対象といたしまして、特定都市河川浸水被害対策法という、平成16年に施行されて施行後5年が経過いたしました法律を中心といたしまして、それに関連する流域と一体となった総合的な水害対策というものを今回の政策レビューの評価の対象とさせていただきます。こう思っております。

2ページ目の表にございますように、総合的な水害対策という概念は、例えばまちづくりのほうですとか、あるいは近年のゲリラ豪雨対策であるとか、地球温暖化対策であるとか、テーマとしては非常に幅広なものを含み得るものでございますけれども、今回、対象評価単位を絞り込ませていただくことで、私どもとしてレビューを行いたいものというところについて明確にさせていただいております。

次のページ、3ページをごらんください。なぜ法律にフォーカスを置いたのかということでございます。実は平成15年度に総合的な治水対策ということで、同様の政策レビューを実施しております。当時もいろいろご提言をいただいているんですけれども、それを受けて、平成16年にこの特定都市河川浸水被害対策法という法律を施行して、取り組みに着手をしてきているというところでございます。

この法律、特に附則等で5年経過点検等の規定はございませんけれども、一般的に法律施行後5年ないし10年と経過したところで一度フォローアップをするというものが多いので、この法律におきましても施行から5年が経過したということで、今年度政策レビューを実施して、法律の施策の進捗状況、それから近年の社会的要請に現状の法律でどこまで対応が可能かというところについて検証を行いたいということで実施をしてきているところでございます。

次のページは、その施策のイメージ図でございます。こちらは総合治水対策ということで、法律のみならずもう少し広い範囲の取り組みを1枚の絵に示しているものでございます。大きく三つに分類をしてございまして、一つは①、青色の部分。河川改修による対策ということで、従前より河川事業としてやってきております堤防の整備ですとか、地下河川ですとか、遊水地ですとか、そういったものでございます。それから二つ目、緑色の流域における対策というところでございまして、こちらは河川の流域、まちの中での治水対策、あるいは水害対策といった観点から総合的な取り組みをしているものでございまして、主なものとしたしましては、流域に降った雨水を貯留したり、あるいは浸透させたりして、河川への流入・流出といったものを抑えることによって洪水被害を防ぐというような取り組みであったり、あるいはそもそも河川への雨水の流出を増加させてしまうような土地の開発といったものを土地利用の観点から調整していくというようなものが挙げられております。それからピンク色③の被害軽減対策というのは、防災の警報システムの確立ですとか、水防体制ですとか、住民へのPRですとか、ハザードマップの公表といったソフト的な対策が挙げられております。

こういったものを一体的に実施することによって、従前の河川の取り組み、あるいは下水道整備の取り組みというバラバラの取り組みではない、一体的な水害に強いまちをつかっていこうという取り組みが総合治水対策でございます。

そういった取り組みの中で、今回の法律がどういう位置づけにあるのかというところを5ページ、6ページでご説明をさせていただきたいと思っております。

この法律は、5ページにございますように、河川法、それから水防法といった洪水対策のための法律、それから都市内の浸水対策としての下水道法に基づく下水道の整備ですとか、あるいは都市計画法による開発許可の関係といったようなものを、横断的に、総合的につなぎ合わせるような、これらの四つの法律の特別法的な位置づけとなっております。

具体的な内容につきましては、このピンクの網かけの中に書いておりますけれども、大

きく三つございまして、一つは河川管理者、下水道事業者、あるいは地方自治体の防災担当者等といったところが調整をしまして、この特定都市河川と呼ばれている河川について、流域水害を防ぐための法定計画を策定する。これに基づき、計画的に各々が役割分担のもと事業を実施していくという法定計画の規定が一つございます。

それからもう一つ、ピンク色の網かけの右下の部分ですけれども、雨水浸透阻害行為に対する貯留浸透施設設置の義務付けとございます。言葉がちょっと難しいですけれども、要は、従前畑等で、雨が降っても地中に雨水が浸透していたところに、宅地開発等でアスファルトやコンクリート等の施設を開発することで、そのまま河川への雨水流出が増加するような開発を行う者に対して、それを相殺する貯留施設等の設置を義務付けるという規定がございます。

もう一つは右上にございます。都市洪水想定区域・都市浸水想定区域の指定ということで、雨が降ったときにどの地域が洪水、あるいは内水の浸水をするのかという情報を公表するということで、これをもとにハザードマップの公表、PRというものにつなげていくための規定というのがございまして、大きな法律の枠組みとしてはこのようになっております。

6 ページ目がさらにそのコアとなる部分の規定でございまして、左側の上ですね。雨水浸透阻害行為の許可等とはというところで、先ほどお話しいたしました、開発前から開発後で表面からそのまま河川、あるいは下水道に雨水の流出が増えてしまうようなケースにおいて、開発用地の一区画を使って雨水を貯めるもの、あるいは浸透させるものをつくってもら。これをつくらないと開発ができないということになります。

ちなみにこの特定都市河川浸水被害対策法が適用されるのは、名前のとおり特定都市河川というものに指定された河川及び流域でございまして、その条件といたしましては三つございます。一つは都市部を流れる河川及びその流域であるということ。それから著しい浸水被害発生のおそれがある、つまり、いったん浸水が起きると経済的な被害が非常に大きい流域であるということですね。それともう一つ、河川やダムを整備による浸水被害防止が、市街化が進展していることで困難である。つまり、上流にダムをつくる用地もなく、下流域も市街化が進んでいて河道の拡幅ですとか、遊水地ですとか、ダムですとか、そういったものによる短期間の対策に限界があるところ。この三つの条件をすべて満たしたところでやるということになっております。すみません、先に前提をお話しし忘れまして。

それで先ほどお話しいたしました開発行為の規制と合わせまして、これまで法律策定前に各

流域、各河川で行政指導で設置をお願いしてきた雨水貯留施設、調整池につきましても、この法律に基づき保全調整池という形で指定をすることで、埋め立て等がされにくい、つまり、当初、洪水調節あるいは内水被害のための対策として見込んでいる池が、独自の判断で埋め立てられないようにということで法律で制限をかけているということで、この法律で指定されることで、これまで行政指導の域でやってきていたものが法的強制力のもとで実施できるということが法律の制定、それからこの法に基づく流域・河川の指定の大きなメリットということになっております。

それで7ページですが、こういった状況を踏まえて、今回こういった形で評価を行うかということをもとめております。今回の評価の視点といたしましては大きく四つございます。一つはこの法律が総合的な水害対策の推進に寄与しているかどうかということ。もう一つは、この法律に基づいて被害の軽減対策が進められているかどうかということ。もう一つは、この法律で新たに設けました措置ですとか規制というものが進められているのかということでございます。それから法律と直接は関係がないですけれども、2. の2-1ということで、近年被害が多発しているゲリラ豪雨ですとか、あるいは人口減少によって新規開発が減少してきている中で、既成の市街地の対策といったものについて対応ができているかどうか、この四つについて評価を進めております。

評価のやり方といたしましては、真ん中のピンク色の部分でございますけれども、法の施行状況のデータ収集・分析ということで、河川整備ですとか下水道整備等の進捗状況の確認。それからこの法律に基づき様々な規制があるんですけれども、そういった規制の適用状況、それから流域自治体等との連携の状況といったようなものをまず整理しております。それからヒアリング、アンケートの結果等の分析ということで、従前から行政指導という形で総合治水対策に取り組んできた河川、自治体、それから現在この特定都市河川法の指定に向けて検討している流域、自治体といったところに、ヒアリングやアンケート等を行いまして、その分析を実施しております。その中で、総合治水対策から法の指定に移行するに当たってのさまざまな課題であるとか、あるいは法に基づく規制の改善点といったところについて分析を行っているところでございます。

これに加えまして、右上の緑の部分でございます。先ほどお話ししましたゲリラ豪雨であるとか、既成市街地の対策についての現状についても調査を行いまして、整理を行っているところでございます。

これらの情報をもとに、一番下の青色の部分でございますが、有識者から意見を聴取い

たしまして、これで第三者の知見をいただきながら、最終的に評価と課題というものをまとめていっているところでございます。有識者の方についてはお名前が挙がっている5名の方から意見聴取をいただいております、河川の分野、それから下水道の分野、防災まちづくりの分野、それから行政法の分野からのそれぞれの立場の有識者の方からご意見を承りながら検討を進めているところでございます。

それで8ページ、9ページが分析の事例となっております。8ページは特定都市河川の法律の施行状況、進捗状況ということで、現在、特定都市河川に指定されて、法定計画も策定されている河川が三つございます。東京、神奈川に流れております鶴見川、それから愛知県の新川、大阪を流れております寝屋川の三つの都市河川でございますが、この三つの都市河川について、法に基づく手続きの許可件数でありますとか、その手続きに基づく雨水貯留施設の整備状況というものを分析しまして、指定されている河川においては着実に対策が進んできているといったところを整理しているところでございます。

また、下は新川の事例なんですけれども、今回の法制定後にとられた対策によってどの程度洪水発生時に雨水の流量低減効果があるかというような試算もあわせて行って、法律に基づきとっている対策というのが水害対策に寄与しているということをこのレビューの中で示す予定でございます。

それから9ページでございます。社会情勢や気候変動への対応状況ということで、ここでは事例といたしまして、レーダによるきめ細やかな観測ということで、ゲリラ豪雨、いつ発生するかわからない雨雲に対して高精度なレーダを整備して、今後の防災の予報に生かそうとしているような取り組みの紹介ですとか、あるいは下にまるごとまちごとハザードマップの一例とございますけれども、きめ細やかな浸水状況等を公表することで、住民の方にも地域のリスクというのを認識していただいて、地域の防災力を向上していこうといったような取り組みをやっているというようなことを整理・分析をしながら、現状どういった対策を方向性としてとっていくべきかという整理を行っているところでございます。

最後、10ページ、評価と課題ということで、これらの検討、現時点で整理をしておき、現時点での評価と、方向性についてはまだ検討中でございますけれども、年度末に向けてどういった形でまとめていこうかというところをご説明させていただきたいと思っております。

まず、法律の施行状況と進捗状況につきましては、これまでに四つの河川で法の指定がされています。他にも候補の河川としては幾つかありまして、現在も指定に向けた調整をやっている河川がございますけれども、ヒアリング、アンケート等を通じて出てきました

のは、これまでの総合治水の取り組みが長く続いてきているところほど顕著なんですけれども、関係する自治体とか関係者が非常に多くて、いざ法指定をやろうということになると調整が非常に難しい。これはボリューム的なものもございますし、中身的なものもあるんですけれども、非常に法指定に向けては自治体に労力がかかるというご意見をいただいているということでございます。

それから一つ飛ばさせていただきまして、新たな措置や規制についてでございます。法に基づく民間開発の対策工事というのは徹底されているんですけれども、一方で、法律の中でさまざまな規定を設けているものが必ずしも有効に使われていない。あるいは、なかによっては全く一件も適用事例がないというようなものがございます、そこは大きな課題であるという認識でございます。

こういったものを踏まえて、右側の方向性にあたる部分でございますけれども、大きく二つ。一つは、現在まだ法の指定を受けていない河川で、法律の指定を受けることで施策の進捗が見込めるものについて、いかに法の指定の拡大を図っていくのかという点。それからもう一つは、法による取り組みで十分に使われていないものについて、それをどう促進していくか。こういった観点から、今後方向性を打ち出していきたいということで現在検討しているところでございます。

それから一番下、社会的要請に対応できているのかということにつきましては、先ほどからお話ししております、近年のゲリラ豪雨ですとか、人口減少に伴う新規開発の停滞というものに対して、この法律としてどう対応していくのか。あるいはこの法律の枠外になるのかもしれませんが、新規開発だけでなく、もっと流域全体、既成市街地等も含めた流域対策をどう取り込んでいくのかということについても課題を整理して、一定の方向性を出したいと思っているところでございます。

最後11ページ、総括表でございますが、先ほどお話ししましたとおり、評価結果のアウトライン、それから反映の方向性という部分につきましては、現在詰めの作業中でございます、今日の段階ではまだ大まかな方向性しかお示しができておりませんが、先ほど有識者への意見聴取というのも紹介させていただきましたが、来週また有識者に意見をお伺いする予定でございますので、そこのご意見も踏まえながら、来月中には取りまとめをしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。ありがとうございました。

【丹野政策評価企画官】 続きまして住宅分野における市場重視施策について、住宅局

岸川企画専門官よりご説明申し上げます。すみません、10分ぐらいでお願いします。

【岸川企画専門官】 住宅局住宅政策課企画専門官の岸川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、住宅分野における市場重視施策についてご説明させていただきます。住宅政策につきましましてはいろいろな分野がございますけれども、この中で市場重視施策といったものをピックアップして、今回ご説明させていただきたいと思います。

住宅政策に関する概観的なものということで、2ページを見ていただけますでしょうか。こちらに住生活基本計画の概要がございます。1ページには住生活基本法の理念を書いておりますが、従前は住宅建設五箇年計画を策定しておりまして、そちらでは公営住宅ですとか旧住宅金融公庫が供給する公庫住宅といったような、いわゆる公的住宅を五年間で何戸つくるかという計画でございました。しかしながら、これでは社会経済情勢、あるいは今後の住宅政策に対する的確な計画ではないだろうということで、住生活基本法が平成18年に成立されまして、それに基づき閣議決定された計画が住生活基本計画でございます。

その中で、この計画の基本的な方針及び横断的な視点ということで、ストック重視、市場重視、福祉・まちづくり等関連する施策分野との連携、地域の実情を踏まえたきめ細かな対応の四つの視点が掲げられております。この中の市場重視という横断的視点を踏まえまして、基本的な施策といったものを展開している部分がございます。この市場重視の横断的視点の主な考え方は、3ページに記載しております。こちらは住生活基本計画の抜粋でございますが、「多様化・高度化する国民の居住ニーズに的確に対応するには、市場による対応が最も効果的である。このため、市場における適正な取引を阻害する要因を除去する。その機能が適切に発揮される健全な市場の形成を図るとともに、住宅関連事業者に比べて専門的知識や経験の少ない消費者の利益の擁護及び増進を図ることに留意して、可能な限り市場機能の活用を図る」ことを重視した施策を展開することとしております。今申し上げた留意すべきこと、これが政策評価の視点であると判断しております。

1ページ戻っていただきまして、2ページの住生活基本計画の概要でございますけれども、そういう市場重視等の視点を踏まえまして、大きく分けますと住宅政策は四つのカテゴリに分けて、今、施策を進めているところでございます。

住生活基本計画自体につきましては、来年度の政策レビューの対象になっておりますけれども、今回はその中の市場重視部分について先行して行うというような理解で政策レビューを行っております。

その四つの目標毎にそれぞれ黄色、緑、オレンジ、ピンクとに色分けしてございますけれども、そのうちオレンジの欄には国民の多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備という目標を記載しておりますが、この目標に基づいて行われている基本的な施策といったものを、今回の住宅分野における市場重視施策の対象施策としております。ただし、ここのオレンジの基本的な施策欄には、該当する施策を網羅的に記載しているわけではございません。例えば一つ目のポツのところに「既存住宅の合理的な価格査定促進など市場環境の整備」というのがございますけれども、この中には定期借家制度でございますとか、不動産の取引価格情報の公表といったものも含まれております。そのため、今回の政策レビューの実施にあたりましては、市場重視施策の中で対象施策を絞り、それを政策評価の一定の視点で評価・分析をしたところでございます。

その詳細が3ページでございますが、対象施策ということで五つ、住宅性能表示制度・紛争処理体制の整備、指定流通機構制度、定期借家制度、地域優良賃貸住宅制度、住宅金融支援機構が行う証券化支援業務をピックアップしております。これらの施策につきましては、4ページに掲げておりますとおり、三つの評価の視点に基づきまして評価をしたところでございます。また、第三者の知見ということで、本政策評価会の他、例えば定期借家制度でございましたら定期借家推進協議会、あるいは住宅性能表示制度でございましたら住宅リフォーム紛争処理支援センター等から意見を聴取しているところでございます。

5ページからが、五つの制度の概要でございます。事前に配布をさせていただいているということですので、ごく簡単に申し上げたいと思います。住宅性能表示制度・紛争処理体制につきましては、経緯のところがございますけれども、住宅の品質確保の促進に関する法律が平成12年4月に法律が施行されまして、また平成14年には既存住宅につきましても住宅性能表示制度を開始しているところでございます。真ん中あたりに書いてございますが、性能表示制度は、国が定める共通ルールに基づき、公正中立な第三者機関が審査を行いまして、等級などで評価し、評価書を交付する制度でございます。これは義務付けではなくて利用は任意という形になっております。また、紛争が発生した場合、裁判による紛争処理ですと手続きに時間がかかりますので、裁判外の紛争処理体制を整備することということで、弁護士会等をお願いいたしまして、紛争処理機関として紛争処理の解決を図っていただいているところでございます。

6ページが指定流通機構制度（レインズ(REINS = Real Estate Information Network System)）の概要でございます。レインズにつきましては、これは背景のところを書いてご

ざいますが、宅建業者がシステム上で不動産の物件情報を交換することによって、不動産流通の円滑化を図ることを目的といたしまして、昭和63年の宅建業法の改正により創設された制度でございます。歴史としてはかなり古いものがございます。概要といたしましては、6ページ右下に取り引きの流れが書いてございますけれども、宅建業者が売却依頼を受けた物件をレインズに登録をするといったことで、広く情報を交換できるようにする。それから、当然レインズを活用した形で物件取引は成約をいたします。成約情報を基に作成した情報システム、RMI（REINS Market Information）とっておりますが、これを通じて住宅の市況分析情報を公開することによりまして、不動産市場の透明性の向上を図るといったようなことをやっております。

それから7ページでございます。定期借家制度でございます。ご案内のとおり、定期借家制度につきましては従来の借家制度、戦後の住宅不足に対応するということで、賃借人の権利保護といったような形で、正当事由がなければ解約できないといったことがございました。戦後当時はよかったのかもしれませんが、この弊害というような形で、どうしても賃貸住宅市場が回転の速い狭小な賃貸住宅の供給に偏ったりですとか、なかなか賃借人が出られないということで、良質なストックの有効活用、ストック形成に結びつかないといったような状況もございまして、平成12年3月に定期借家制度が導入されたところでございます。定期借家制度は、ご案内のとおり契約で定めた期間が満了すれば、更新されることなく確定的に賃貸者契約が終了できるといった制度でございます。

8ページでございます。地域優良賃貸住宅制度でございます。こちらの施策を評価対象に選んだ理由としましては、通常は住宅政策の一つの柱として、セーフティーネット施策がございまして、いわゆる公営住宅といったような住宅セーフティーネットというのは、市場で対応できない部分を公がやるというところでございまして、地方財政も厳しくて、公営住宅の整備といったものができないということもございまして、したがって、公営住宅の階層、あるいはその上の階層の方に賃貸住宅を供給するということで、できるだけ民間の力を使って優良な賃貸住宅を供給していく。公営住宅でできない部分を民間で補完していただく、それはまさに市場機能を活用することではないかということで、通常言われます市場による供給といったものとは毛色が違うかもしれませんが、一つのカテゴリとしてそういう考え方もあるのではないかとということで、地域優良賃貸住宅制度を取り上げたところでございます。

内容につきましては、まず、背景といたしましては高齢者、子育て世代に対して良質な

賃貸ストックが十分に確保されない。また、公営住宅もなかなか増えないといったこともございます。そういった中で、民間事業者等による公営住宅を補完する制度として、平成19年から地域優良賃貸住宅制度が位置づけられまして、その公的賃貸住宅の整備に対する費用の補助、それから一部の収入の低い方については家賃助成といったものが行われております。

それから5番目の施策でございます。住宅金融支援機構による証券化支援業務でございます。従来、住宅金融公庫というのは、直接融資という形で住宅ローンを提供しておりましたが、行財政改革等によりまして、直接融資は基本的にはしないということで、証券化の仕組みを活用して、民間の金融機関による長期・固定ローンの安定的な供給を支援する証券化支援業務を柱とすることになっております。これは旧公庫時代、そして独法になりましても行われている施策でございます。また、単に証券化によって民間金融機関を支えるというだけではなく、特に優良な住宅、耐震性がある、省エネ化されている、バリアフリー化されているといったものについては、さらに金利を引き下げるといったようなことで、住宅の質の向上にも一役買っているところでございます。

これらが施策の概要でございます。10ページは評価の視点と指標を一覧にさせていただいたところですが、12ページ以降で説明をさせていただきたいと思っております。11ページはどのような手法、調査方法で評価を行ったかということでございますが、アンケートですとか統計データ、あるいは住宅の供給実績等から分析をしているところでございます。

12ページの最初でございますけれども、まず初めに住宅性能表示制度についてです。評価の視点は三つございましたが、そのうちの二つを取り上げております。市場における適正な取引を阻害する要因を除去できているか。こちらにつきましては、住宅の品質確保の促進と消費者が安心して住宅を取得できる市場条件の整備に寄与しているかということで、住宅表示制度の実績、それからアンケート調査の結果を記載しております。右の表を見ていただきますと、着工戸数、これは直近の平成20年の新規着工戸数のうち、20万戸につきまして住宅性能評価を受けております。割合にして20%弱でございます。また、アンケートにつきましては、性能評価を行った評価住宅の居住者のうち6割が満足しており、制度に関して不満があるといった方も1%に満たない状況でございます。ただ、この2割という数字が妥当なのか。低いのか、高いのかというところについてはいろいろ判断をしなければいけないと考えております。

それから消費者の利益の擁護及び増進を図ることに留意しているかということにつきまして

して、これは紛争処理機関の紛争処理件数、それから審理期間等を評価結果として記載しております。157件、これはこれまでの紛争処理件数の累積でございますが、そのうち151件既に集結しております。審理期間につきましては、建築関係の審理期間に比べて、七、八カ月で済んでおりますので約半分程度でございます。また、建築関係の訴訟では代理人を頼んでといったものがほとんどでございますが、この性能表示の関係の紛争処理につきましては、本人が出られる場合が多いということで、費用負担も少ないといったようなことになっております。

それから二つ目のレイنزについてでございますけれども、市場における適正な取引を阻害する要因を除去できているかという視点から見ますと、まず一つ目でございますが、アクセス件数は年々増えてきております。13年度と比べると5倍になっております。フローで見ますと、新規のレイنز登録件数は、平成20年度は413万5,000件で、前年度比15%増えております。したがってレイنزの活用というのは十分活発に行われていると考えられます。

それから成約報告の関係でございますが、こちらも報告件数が増えております。前年度比、微増でございますが1.7%増えておりますので、こここのところの不動産市況の低迷ということを考えれば増加傾向にあると判断しております。

13ページでございますけれども、同じくレイنزの関係で、消費者の利益の擁護及び増進という点ではどうかというところでございますけれども、RMI（REINS Market Information）の情報提供がどれほど役に立っているかということでございますが、これはアクセス実績で見えますと、実を言いますと平成20年度は平成19年度を下回っております。アンケート結果をとってみますと、7割の方が取引に対する不安軽減に役に立ったと回答しておりますが、7割の方からはもう少し詳細な情報提供が欲しいといったような声が寄せられております。

三つ目の施策、定期借家制度でございます。こちらについてはなかなか借地借家法の世界というのは非常に難しいところがあるんですけれども、定期借家制度の活用によって良質な賃貸住宅の供給促進が図られているかという視点でございます。右に表がございまして、従前からある契約をいきなり定期借家にするというのは非常に難しいと思いますので、新規契約に占める定期借家制度の割合ということで見ますと、全体では、今、5%でございます。4年前の平成15年と比べますと、4.7%から5%、微増ではございますが増加傾向にございます。

それから地域優良賃貸住宅制度、可能な限り市場機能の活用が図られているかということでございますが、これは各自治体において工夫がされております。若年世帯、子育て世帯向けに地域優良賃貸住宅を活用しているところもあれば、定住促進のため、あるいはまちなか居住のためといった形で、地域によっていろいろな供給方法がございます。このうち、その担い手といたしまして、民間事業者による供給がどれぐらいかということでございますが、これは19年、20年、割合はあまり変わっておりませんが、8割弱が民間事業者による供給となっております。供給戸数も19年度から20年度を比較していただきますと倍増しておりますし、順調に増えていると考えております。

14ページでございます。五つ目の住宅金融支援機構による証券化支援業務でございます。こちらの実績につきましては、アメリカ等に比べるとまだまだ歴史が浅くてまだ発行規模が少ないわけでございますけれども、グラフ等を見ていただきますと、長期固定ローンの供給面ということで、これは先ほど申し上げましたが、基本的には民間金融機関のバックアップという形でございます。この機構の業務と連携している金融機関がどうかということを見ますと、現在339の民間金融機関が、この買取型の証券化支援業務に参加しております。これは年々増えてきているところでございますので、まさにその市場の中でこういった制度が受け入れられていると考えております。

それから消費者利益の擁護、増進が図られているかというところでございますが、14ページの下のところグラフがございます。優良な住宅に対して金利の引き下げをすることといった形で支援をしているところでございますが、平成20年から平成21年を比べていただきますと、非常に住宅着工戸数が落ちているという中でも優良な住宅に対する融資戸数が増えているということは、国民の中においても優良な質の高い住宅をつくりたいという意識もあり、それに対して十分こたえられているものであると考えております。

最後15ページ、この五つの施策について今後どういうふうに反映させていくかということでございます。住宅性能表示制度につきましては、先ほど申し上げました2割という数字をどう考えるかというところに尽きるかと思っておりますけれども、これは局内でもいろいろ議論がございますが、一層の普及促進が必要であろうという認識を持っております。また処理体制につきましても、費用が安い、あるいは早くできるということもありますが、そのメリットをもっと生かせるような形で努力をしていきたい。

それからレインズにつきましては、実績がございます。引き続き推進をしていきますが、アンケート結果にもありますように、特にRMIにつきましては詳しい情報をという要望

が寄せられておりますので、詳細情報を追加するといった内容の改善を実施する予定でございます。

定期借家制度につきましても、標準契約書ですとかQ & Aによる周知等を行っておりますけれども、こちらについてもさらなる実態調査を踏まえまして、制度の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

地優賃につきましても、こちらはセーフティーネット施策との関係もいろいろございますので、そちらとの関連も考えながら引き続き制度の普及に努めたいと考えております。

最後に支援機構による証券化支援業務でございますけれども、実績はだんだん積み上がってきているところでございます。また、近々の経済対策におきましても、住宅支援機構の業務といったものが評価されて、予算も積み上がっております。そういったことも踏まえながら、証券化市場の育成・拡大に努めるといった形で着実に実施していくべきだと考えております。以上でございます。

【丹野政策評価企画官】 最後に、総合物流施策大綱（2005－2009）について、政策統括官付堀課長補佐、よろしく申し上げます。

【堀課長補佐】 政策統括官付物流政策担当の参事官室で課長補佐をしております堀と申します。本日はよろしくお願ひいたします。それでは着席をしてご説明させていただきます。

始めに物流施策の対象となる分野は、非常にすそ野が広くて、物が発荷主から着荷主に至るまでの流通を考えると、物流事業者の問題、それから物を運ぶことに関するインフラの整備、それからさらには物を動かす動機となるそもそもの商取引という意味決定過程まで対象にして、全体を考えなければ物が円滑に流れるためのシステムは構築されません。国土交通省の中でもほとんどの部局が関係しており、さらに政府全体を見ますと、国土交通省以外にも経済産業省、財務省の関税局部門、農林水産省まで関係してきます。

そして大綱そのものですが、総合物流施策大綱は平成9年に策定されており、13年、17年、そして21年ということで、今回4回目の大綱が策定されております。

本政策レビューは、平成17年に策定してございます2005－2009の大綱がどのように進捗して、そして新たな大綱にどのように結びついたのかという大括りの目標をベースにして評価しております。大きな目標の中には各種施策がぶら下がっているので、その施策についてもそれぞれ、例えば評価官室が行っている政策チェックアップ指標等を用いて評価をしていくといきます。

まず1ページ目、評価対象の大綱を「大綱2005」と呼びますけれども、大綱2005においては四つの視点で目標を立てています。国際・国内一体となった物流の実現、グリーン物流など環境にやさしい物流の実現、ダイヤモンドサイドを重視した物流システムの実現、安全・安心を支える物流システムの実現と、四つの柱を設定しています。

続いて2ページをめくっていただきますと、2ページ目には柱として三つ掲げてございますが、目標は四つなんですけれども、そこにぶら下がっている施策の柱は、国際・環境・安全です。

3ページ目で、2005大綱を今までどのように評価してきたかを説明させていただきます。二つございまして、一つは先ほど申し上げた関係省庁の局長等を構成員とする総合物流施策推進会議を平成17年から開いており、各施策の進捗状況について計3回フォローをしています。もう一つは、大綱2005の目標年次が平成21年でしたので、それに備えて第三者の知見を活用するため、一橋大学の杉山先生を委員長に、「2010年代に向けての物流戦略委員会」を開催して、どのように目標を変えるべきか等について議論していただきました。

そして評価のまとめとしまして、まず4ページですが、スピーディーでシームレスかつ低廉な国際・国内一体となった物流の実現ですが、大きく分けると政府間の対話をする、それから国内のインフラを整備する、そしてソフト面で物流総合効率化法という法律を新たに制定して支援をする。それから、NACCSと呼んでいますけれども、輸出入の通関、港湾の手続きのシステム改良を重ねてきた。これらはアウトプットではありますが、こういった施策を進めております。

その結果として、こちらには今回書いていませんが、スーパー中枢港湾は港湾コストを2010年までに平成14年度に比べて3割減にする、それからリードタイムについてもシンガポール並みに1日程度にするといった目標を掲げておりまして、平成18年度には港湾コストは14年比で13%減、そしてリードタイムについては2.1日程度になっています。また、外貿コンテナ、貿易におけるコンテナの取扱量も2005年度から2007年度にかけて順調に増えているといった指標がございます。

6ページをごらんいただきますと、施策の進捗とは別に、経済環境の変化もかなり速いスピードで生じておりまして、大綱策定時の05年度の我が国製造業の海外生産比率を見ましても、30.6%が、最新の19年度の調査で33.2%に上昇している。それから、製造業が海外進出をするにしても、ただ人件費が安いから中国やタイに進出しているだけ

ではなくて、実際に中国やタイの国内での販売、それから中国・タイから第三国に輸出するといった目的で進出しているのが現在の背景でございます。したがって、そこから言えることは、中国から第三国に出ていく、タイから第三国の東南アジアに出ていくといった物流の面的な整備も必要になってくるといった環境の変化がございます。

したがって、その評価としては、4ページの下の赤字ですけれども、企業のグローバル規模での最適立地戦略が進む中で、企業のグローバル・サプライチェーンを支えるために効率的物流の実現が必要だというように、目標はほとんど変わらないが、そこにぶら下がってくる中身としては、政府間対話を進めて、相手国の規制を改革していくところまで踏み込んでいくべきだろうといった流れになってございます。

環境については、まず7ページですが、運輸部門のCO₂の排出量でございます、上段の部分が旅客でございます、下の黄色のところは貨物でございます。貨物分野については1990年比で6.7%減と書いているが、平成19年には既に6.7%減をしておいて、いわゆる京都議定書の目標であるマイナス6%はクリアをしています。20年度の速報値でも、マイナス13.5%ということで、非常に進んでいる。しかしながら、2020年に1990年比マイナス25%という国際的な目標を掲げていく動きがあるので、今後も一層環境対策をしていかないといけないというのが評価でございます。

続いて、4ページ、5ページに施策が書いていますが、大きく貨物分野のCO₂排出源は、自動車や船舶といった単体のCO₂のエネルギー効率をよくするという政策と、もう一つはトラックの大型化など、単体対策に近いのですが、エネルギー効率のいい車両を使いましょうと。それから、そもそもCO₂の排出源単位がトラックより相対的に小さい内航海運や鉄道にシフトをさせるといったモーダルシフト政策。さらに規制として省エネ法を活用して、そもそも物流を発する荷主がどのようなモードを使うか選択する際に、環境にやさしいモードを使うよう促すことも行っています。

実際の指標としては、例えば自家用トラック、いわゆる白ナンバーに比べて、大型で効率が良い営業用トラックの占める割合が07年は85%だったのが、微増でございますけれども、87.4%に上がっており、それぞれの施策についても順調にCO₂排出削減に寄与しておるといった評価をしています。

続いてダイヤモンドサイドを重視した効率的物流システムの実現という目標を掲げていますが、こちらは施策はあまり多くはないです。流通ビジネスメッセージの標準化、あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、メーカー、卸売、小売というサプライチャー

ン上で、それぞれメーカーと卸売、卸売と小売で発注・出荷・納品の情報をそれぞれのフォーマットで交換している状態ですが、それは非効率だろうということで、経済産業省が中心になって、そのビジネスメッセージを標準化することによって、あるメーカー・卸・小売りで在庫の数を削減することができる、ひいては物流の効率化につながるという効果を有する施策です。

こちらもアウトプット指標で申しわけないけれども、平成20年に標準化をして以降、その標準を取り入れている企業が増えている状況です。

しかしながら、ディマンドサイドを重視しすぎると、多頻度で小口の少量輸送が増えてしまって、逆に環境に負荷を与えてしまうという懸念も一方でありましたので、新しい2009の大綱においては、ディマンドサイドの効率的物流システムというのは、環境という柱に吸収しております。

そして最後、国民生活の安全・安心を支える物流システムの実現という項目ですが、この大きな転機は2001年の米国同時多発テロであり、2005から2009年の間は、世界税関機構など国際的な取組が進められてきて、例えばセキュリティーと法令遵守をしっかりとしている事業者には、輸出、輸入に関する手続きを免除するといった、AEO制度も随時導入されておりまして、比較的国際的部分については、対応できているという評価でございます。

しかしながら国内に目を向けますと、平成20年ごろに、例えば花火は法令で航空機では運んではいけないのですが、それを運んでしまった事例ですとか、それから放射性物質が紛失してしまうなどの事例が多発した。それに対して何らかの対策を打たないといけないという状況が生じた。実運送事業者は荷物をA地点からB地点まで運ぶ業者でありますが、それを請け負う、荷主との間に入って仲介するのが利用運送事業者でございます。そういった利用運送事業者と実運送事業者がきちんと品名を確認することが必要だという結論になった。このため、国民生活の安全・安心を支える物流システムの実現が、2009の大綱でも明示されています。

以上、ちょっと駆け足でご説明しましたけれども、これらの評価を踏まえまして、昨年の7月に総合物流政策大綱2009という、これから5年間の大綱を閣議決定しています。

今後本政策レビューでいただいた知見につきましては、総合物流施策大綱2009にもとづく「総合物流施策推進プログラム」を毎年PDCAサイクルを回して必要に応じて改訂するとなっています。

あと、現在、国土交通省において成長戦略会議が開かれており、そういったところでの議論等も踏まえて、今後反映させていきたいと考えてございます。以上でございます。

【丹野政策評価企画官】 以上でございます。座長、よろしくお願いいたします。

【上山座長】 駆け足でしたが、時間がかなり押しています。3時半までということは、後ろのほうの議題をかなりはしょっていただいて、議論しましょう。まず、お手元の20年度分のレビューの評価書を皆さん見ていただきたい。これが最後の仕上げですね。去年は4種類のレビュー報告書がありますけれども、かなり詳細なデータを駆使したレポートです。今日説明していただいたものは時間の関係で薄いものですが。これは3月に最終ということは、レビューの報告書がほぼできているという理解でいいですか。

【丹野政策評価企画官】 はい、そういう理解でいいです。

【上山座長】 ドラフトはいつ委員に見せていただけるのでしょうか。今日の説明だと、特に最後のものなどは指標自体が書いていない。口頭で数字をおっしゃいましたが、ドキュメントが評価書であって、ここの委員会の機能もドキュメントに対してコメントをしないと、使命が果たせない。今から議論はしますけれども、話を聞いていいと思ったという印象では、これでよしというふうには申し上げられない。政権交代でスケジュールが2月になってしまったという天変地異のせいなんですけれども、それにしてもこの話だけで今日オーケーと言って勝手に世に出ていくというのは不安です。大まか問題提起をして、このドラフトを完成していただいて、それをもう1回見せていただくことにさせていただきます。見た上で、集まる必要があれば集まりますが、物理的に難しいと思うので、各委員のほうから赤ペンを入れていただくなり、コメントをいただくなり、事後処理を今日の会議の後でやる必要がある。それを最初に申し上げた上で、それぞれについて根本的な疑問点などもあるかと思うので、各委員の皆さんお願いします。どうでしょう、お1人ずつのほうがいいですね。1案件ずつやっているとちょっと大変なので。じゃあ工藤先生から。1人5分みたいな感じになりますが。

【工藤委員】 ほんとうに駆け足で、資料もかなりばらつきがございますので、印象に近いものもあるかと思えます。順番に行きたいと思えます。最初の第5次国土調査事業の件ですが、これは問題意識がかなりいろいろあって、これを最終的な報告書にどうまとめられるのかというのは、今この時点では見えませんので、コメントだけになるかと思えます。一番分析がそれなりに多いところが地籍調査の部分だと思いますし、個人的にも日本で何でこんなに地籍調査が進んでいないのかというのは昔から疑問だったところの一つな

んですけれども、これは分析らしい分析があるようなないようなということなので、できればもっと詳しいコメントを見せていただけてからにしたいと思います。若干心配なのは、今申し上げましたが、話がいろいろと広くて、実は地籍調査のところだけが中心ではなくて、このアウトラインにも出ていますが、四つの調査を例えばどう処理されてまとめられるのかというのを少し整理していただく必要があるかと思えます。

次に水害対策ですが、これも非常に話の大きなことをごさいますて、今までにも幾つかこういうパターンの、施策が非常に広くていろいろなところが重なっているという場合に、一つ一つの分析というのはいいんだと思いますが、結果的には、そうは言ってもテーマは総合的な水害対策ということなので、確かに個々のものが、何がどこまで効いているかという分析をするのは非常に難しいと思えますけれども、10ページにあるような関係者の調整・連携のあり方とか取組み検討があるんですが、よく考えてみるとこれは当たり前の話で、これだけ詳細に一つ一つを分析してこれだけというのは、若干さびしいかなと。もう少しこのあたりを落とし込んでいただきたいなと思いました。

駆け足で恐縮ですが、三つ目の住宅です。これは逆に一つ一つの分析は割ときちっと書かれていて、かつ指標とかデータも出ていて非常にわかりやすく、このまま積み上げていけば報告書になるのかと思いました。しかし、これは逆に施策の1から5までというのが、相互の関係性があるところと必ずしもそうでないところがございまして、例えば特に4、5という話と情報の問題というのが、若干温度差があるのかなと思いました。これを最終的な成果物の中でどういうふう処理されるのか。あくまでも1から5というのはたこ足のように別々なものだというふうには必ずしも言えないところがございまして、そのあたりを整理される必要があるのかなと思いました。多分現時点では、資料等が一番充実していてわかりやすかったので、これで報告書をまとめていただきたいと思えます。

最後は時間もなかったので急がれたんだと思いますが、話も大きくて、非常にアバウトなところもあって、正直困っちゃったという感じなんですけど、これは難しいですね。要は何が難しいかという、多分2点あると思うんですが、想定されているテーマ自身が非常に難しいので、これは大綱自身をレビューしているわけなんですよね。大綱自身をレビューしている部分と、大綱が実際に想定している部分のレビューという、非常に次元の違う話と一緒になっていて、これの方向をきちんと整理して最終的な報告書にするのは若干難しいと思うので、レビューそのものがどうだったのかという計画、その見直しの部分と、個別の施策がどうなっているかというところの関係性を少しはっきりさせて表示しな

いと混乱するかなというのが1点目です。

それから個別のところでは、テロ対策に始まったり、あるいは環境問題とか、一つ一つが必ずしも国土交通省の施策だけでカバーできないような部分がたくさん入っていますので、それをこの国土交通省のレビューとしてまとめるときに、どこまでどういったどの部分を切るのかとか、その辺の仕分けと申しますか、仕分けというとは今は言葉が違う方向に行っちゃうので、そのあたりの区分けをきっちりやっていただかないと、これも最終報告書として非常に混乱をきたすと思いますので、最後のほうはまだかなりお仕事が必要かなという印象を受けましたので、頑張ってくださいと思います。すみません、すごく駆け足で。以上です。

【上山座長】 はい、田辺先生。

【田辺委員】 何点か申し上げたいと思います。一つは、地籍のほうは工藤委員がおっしゃられましたので、こちらの水害対策ですけれども、特定都市河川の浸水被害対策をレビューするというので、二つございまして、一つは、これはある意味では4河川しかない。恐らくそれ以上行く可能性もどうも難しそうだという感じのご説明だったんですけれども、自治体間での調整が難航するというのはそのとおりだと思うんですが、その調整をもう少しファシリテート、潤滑油として動かすために何がボトルネックになっているのかというところ、つまりこの法律で定めている部分のハードルがもしかしたら高過ぎるのかもしれないということで、そういった点の分析があったほうが次に繋がるのではないかなというのが1点目です。

それから2点目は、ここの中で実際に措置や規制が進められているというところですが、いろいろご説明は伺いましたけれども、雨水の浸透阻害行為に関しては、この規制は効いているというのはわかって、あとはほとんどやられていないというのがすごく単純な結論のような気がしています。それを考えると、おそらく規制だけのフレームで説明なさっている。あと、保全調整の池とかを造れということなんだと思うんですけれども、ほかの施策、つまりこれを支えているお金の負担がどうなっているのか、それが適切になっているのかどうかといった点もちょっと分析していただかないと、規制の裏でも助成措置をやっていますので、その部分が不足しているのかどうかといった点が若干気になって、それが次に繋がる部分だと思いますので、そういった点のレビューがあればというのがこの河川の部分であります。

2番目は住宅分野ですけれども、個別のものに関しては非常によくわかるようでありま

すが、二つございまして、一つは住宅性能表示のところで、出している数字が基本的に新築ものなんだと思うんですけども、他方この住宅性能表示、つまり情報の非対称性がすごく気になるというのはむしろ中古住宅だと思います。恐らくあまり件数がないんだと思うんですけども、そちらのほうの展開等に関しても数字を出して触れていただければというのが1点目でございます。

2点目がレイنزのところなのですが、この数字がちょっとわからなくて、12ページのところで出してあるレイنزのアクセス件数というのと、それから登録件数のグラフなのですが、恐らく登録件数のところは「千」という字を入れそびれているのかなと思いますし、左のレイنزアクセス件数のところは「千」というのが入っていますけど、これはどう読んでも136万にならないので、ここは細かいテクニカルなミスだと思うので調整しておいていただければと思います。

そこを見たときに思いましたのは、大体413万件ぐらいあって、年間に136万ということ、登録は思ったよりも進んでいるかなという感じはするんですけども、この数字で行くと利用がそんなにないのか、3分の1ぐらいになっていますので、そういう感じなのかどうか。そこら辺、進展だけではなくて、これだけ登録があってこのぐらい利用されているという割り算ができますので、そういった点も見ていただければというのが2点目です。

それから3番目の総合物流対策は工藤委員と一緒にありまして、これは物流対策の大綱ですので、ほかの省庁のがいっぱい入っているんだと思うんですね。関税の施策とか、それから経産の施策とか、そここのところはある意味では全体としてやっていただいたほうが楽ではあるのですが、とりあえず国交省の施策ということで、何が国交省の受け持った部分なのかというのをはっきりさせて、それ以外のところは縦割りで申しわけないと言え申しわけないのでありますが、そここのところは若干無責任に放っておいて、国交省の中でやってきたものに関して重点を置いて評価していただければと思います。以上です。

【上山座長】 はい、山本先生。

【山本委員】 時間がないので。地籍調査が進まないのは要するにお金がないだけのことですよね。要するに、ものすごくお金がかかるんですよ。裏のことを言えば。

それで、水害対策だけちょっとコメントしておきますと、例示の流量低減というのが、要するにこれはもとの状態にした結果なのか、規制による本来の効果かどうかというのは、これだけの説明ではよくわからなかったもので、規制による効果だとすれば、この低減以上

に抑制効果が出て、流量低減になっているのかどうかというのがよくわかりませんでした。ですから、もう少し詳しい説明を報告書で読んで、コメントしたいと思います。残りは時間がないので。

【森田委員】 総論的には、これは政策レビューなので、大きな塊を構成する個々の施策、政策のお話だけではなく、もう少し政策の塊が全体としてどうかという視点が必要かと思っています。

それから個別には、一番お聞きしていてわかりやすかった国土調査ですが、これは全体としてまとまりがある内容になっていますが、結果として調査作業が進んでいない、進められたところのできた情報の活用にも問題があるということになっています。どのように活用するのか。それに応じてどういうデータなりデータ形態であればいいのかという点が少し少ないのかなというふうに思いました。

【上山座長】 じゃあ、村木さん。

【村木委員】 はい。じゃあ簡単に二つだけ申し上げますと、水害対策のところ、効果の分析をされる際に開発許可との関係でやられていると思いますが、結果的に行政のほうの都計法の34条1の連担要件とかで、結果的に小さな開発も面的に広がってしまうケースもありますので、これらを効果分析されないところがほんとうにそれでよかったのかと思います。これらのことに留意されながら評価していただくといいかと思われまます。開発許可との関係でこういう規模でやっていくのがいいかということも少し考えていただけるといいかなと思います。

あともう一つが住宅分野のほうですが、先ほどご説明のときにも、評価結果のアウトラインのところ、施策の1のところ、約2割の住宅が住宅性能表示を使われている、この2割をどういうふうに評価するのかということをご説明されていたと思いますけれども、このところは非常に重要だと思いますので、評価というのをしっかりしていただきたいなと思います。

私はずっとやっておりますイギリスなんかですと、ホーム・インフォメーション・パックで既存住宅も全部対象になっていて、これがマーケットで非常に評価が高そうですので、ここを少しお考えになっていただけるといいかなと、そんなふうに思いました。以上です。

【加藤委員】 加藤です。順番に話をします。

まず、国土調査については、なかなか進まないというお話ですが、そもそも目標そのも

のが妥当かどうかには立ち戻って議論をするべきなのではないかと思えます。

次に、河川については、私の認識違いかもしれませんが、対象となる制度では、新規開発のときだけ、許可について開発者にいろいろな義務が生じると理解しました。しかし、現実には、既存の市街地がたくさん既にあるわけで、それに対してどう対処するのかということについて、うまくフィードバックできるような政策評価をするべきなのではないかと考えます。

それから、住宅については、市場機能重視ということ、政府がやっているという点が面白いと思いました。ただし、政府が市場機能重視のための条件整備をするというのはあくまでも一時的であって、いずれは市場に任せるというつもりでいるのか、そうではないのかをはっきりさせるべきだと思います。例えば、レイنزというようなものは、もしかしたら政府がずっとやり続けなくてもいいものかもしれません。いずれはどこかの会社に任せることも念頭に置かれているのか、あるいは今後とも政府が継続するのか、という観点からも議論しておくといいと思えます。

最後の物流大綱については、二つ意見があります。一つは、先ほども他の委員が言っておられたとおり、他省庁や海外とのリンクを考えると、多分日本国内で自己満足しているわけにはいかないと思えます。そこで、海外との比較等も踏まえた評価をするべきなのではないかと思えます。もう一つは、最初に掲げられている四つの目標間のトレードオフを考えるべきだと思います。例えば、環境にやさしいことをやると経済成長はだめだとか、その逆もあるわけで、目標間のトレードオフをどのように評価するつもりでいるのかという点について、少し踏み込んで書いたほうが、いいような気がしました。以上です。

【佐藤委員】 では時間がないので手短かに申し上げます。まず最初、1番のほうですけれども、先ほど山本委員のほうからもありましたように、もしお金がないというのが原因ならば、例えば実際地籍調査は単価がどれぐらいかかっている、それに対して実際に措置されている財源がどれぐらいで、実際のところギャップとして財源不足がどれぐらいあつてとか、専任の職員の話が出ていますけど、これって嘱託か何かでできないのとか、委託したらもっと安くなるんじゃないのとか、そういう分析をされたほうが。地籍に対する関心が高いの低いのと言われても、それだったら自分たちがコントロール、コントロール変数だと思いますので、むしろそちらに焦点を当てられたほうがよろしいのではないかなというのの一つ。

3-2の河川のほうなんですけど、これは学者としての意見なんですけど、評価の基準が

よくわからないというのは、例えば8ページのところで、確かに対策件数が増えてきているというのはわかるんですが、これは本来であればこの対策法が施行される前後で実施対応がこれぐらい増えましたとか、つまり着実に伸びた、増加率がこれぐらい変わったとか、あるいはここでは三つの河川が出ていますので、じゃあ指定されていない他の河川に比べてこれぐらいは順当に進んでいるんだとか、比較対象がよくわからないので、そうやらないと。もしこの政策の効果とおっしゃるのであれば、比較対象を明確にすることかなというのが、これは分析の問題ですけど一つありました。

それから3-3なんですけれども、住宅性能表示は普及していませんよねというのが一つ。先ほども質問があったと思うんですけども、そのときにその要因がどっちなんだろうということで、購入するサイドが関心がないのか、あるいは提供するほうが面倒くさいと思っているのか、買った人が満足するのは当たり前として、住宅性能表示が普及していない、つまり使用されていない原因として、供給サイド、需要サイドそれぞれについて本当は見ていかなきゃいけなかったんじゃないかなというのがありました。

それから3-4は僕もちょっとわからなかったんですけど、それぞれ成長戦略なんだか、環境戦略なんだか、コンプライアンスの問題なんだか、軸をはっきりさせなきゃいけないというのと、先ほど加藤委員のほうからもありましたけれども、海外との比較がむしろ重要で、国内で価格が下がったのどうのと言っても、これは国際競争の問題ですから、対外関係のほうをむしろ重視されたほうがよろしかったのではないかなということです。

【上山座長】 はい、どうもありがとうございます。

皆さんあと15分ぐらい大丈夫ですか。

これ、今後どうするかなんですけれども、今日委員会がやっと成立をして、私がついさつき座長になって、それで、これを三役に持っていくのは3月何日ですか。

【丹野政策評価企画官】 中旬ぐらいまでには終わりにしないと、とても決裁とか何とかを考えるとと思うんですが。

【上山座長】 そうするとあと1カ月ということになりますね。そうすると、二つの方向に分けて今後の活動をしたいと思います。まず今日これを聞いて、皆さんひととおりコメントを出しました。それで終わりににはできない。まず、報告書のドラフトをできるだけ早く、今日の中身をあまり反映しなくても結構ですから、1週間以内ぐらいにドラフトを確実に全員の手元にお送りいただく。作成途中のもので結構ですからお送りいただいて、その上で、また各委員からフィードバックをいただく。そして個別訪問、電話、メール、

何らかの形で各委員からもう一度聴取をする。今日しゃべり足りなかった分をしゃべっていただくということも含めてですね。出たコメントは全部論点列挙の方式でドキュメントにしてください。議事録とは別にですね。そこから出てきた問題提起は恐らく2種類に分かれて、一つは「3月までに間に合います、なので反映します」ということと、それから「残念ながらなかなか難しい」というものの区分けを、多分私と事務局のほうでさせていただいて、皆さんのご了解をいただければ、前半に関しては事務局と担当部局で報告書づくりにまい進していただく。後半に関しては、ここの評価会としての来年の作業に向けた問題提起ということで、来年度以降、このレビューというのはこういう観点でやるべきであるという基本方針の見直しみたいなものを出したいと思います。というのは、世の中も政権交代を踏まえて抜本的に見直してほしいという期待感もあると思いますし、それから政務三役の期待もあると思います。特に国交省は「コンクリートから人へ」のどちらかというと前者のほうであるというふうに言われていて、政策の見直しというのは非常に要求されている役所でもあると思うので、政策レビューのやり方自体も見直すということが私は必要だと思うんですね。

ということで、そんな感じの整理をしたいと思うんですが、後者のほうのレビューの仕方そのもの見直しについては、今何人かの委員がおっしゃいましたけれども、紙に書いた政策の妥当性、あるいは施策の妥当性の評価というよりも、実際にそれが実行できる体制にあるのかということですね。都道府県の協力が得られるのかとか、予算があるかないかとか、人が足りる足りない、そういった根本的なところのレビューをやらないといけない。建前として書かれたものが建前として正しいのかどうかというのはまた後で議論しても、計画自体が根本的に間違っているということはあまりないと思うので、評価対象を政策実行体制の評価というところまで持っていかないと、レビューとしてなかなか深まらない。そんな中で、例えばこの十箇年計画とか五箇年計画とかという手法自体が、ひょっとしたらもう時代おくれじゃないかとか、そういう議論をやるのが多分政策評価ということになると思うので、その辺は各局の皆さんに自ら要求するのはなかなか難しく、ここの委員会とか政務三役とか事務局が政策レビューのバージョンアップとか、スケールアップといいますが、そういう方針を出していかないと各局も何をやっていいのか、なかなかわからない。その矛盾の最たるものが、この総合物流の話だろうと思うので、そこらあたりの交通整理をやっていく必要があると思うんです。

さて、今からやっていただく手直しについて、最低限お願いしたいことがありまして、

一つは指標ですね。こっちのチェックアップでせっかく出ている指標でこちらの各種施策に関係のあるものは、全部ちゃんと並べて出していただきたい。それからあと、十箇年計画とか五箇年計画とか、期間内に何かをやりますと言っていた政策については、当初立てた目標があるわけですから、それが数値目標としてそもそも達成できているのかできていないのか、クリアな一覧表にしていきたい。達成目標ができているということが最低確認できれば、政策としては機能していたということになります。そうっていないということだったら原因分析をすればいい。それは最低限やっていただきたい。基本的に数量的な分析が今年は少なくて、去年までに比べると質が非常に粗いというか、定性化してしまっただという感想があります。

ほんとうは秋にこういう本質的な議論をやっていればよかったです、そのつらさはみんなで見分ち合うしかない。各局の皆さんもご苦労されるかと思いますが、我々のほうもできる限りバックアップしたいと思いますので、今後残された1カ月、一緒に頑張りましょう。

こういう段取りでよろしいですか。ほかの委員の皆さん。はい。じゃあ、政権交代変則パターンということで、今年はそんな形で進めましょう。

【丹野政策評価企画官】 わかりました。

【上山座長】 それでは残りの議題がありますが、あとはメールと文書でご報告ということでもいいですか。

【増田企画専門官】 はい、結構です。

【上山座長】 4番目は意見聴取になっていますが、これは必要に応じて、もう1回やり取りの中で処理していただくということでもいいですか。

【増田企画専門官】 政策アセスメントのところですね。もしよければ5分間だけしゃべらせていただくと助かるんですが。

【上山座長】 皆さんいかがですか。では、二、三分で要点だけ。

【増田企画専門官】 レビュー担当の皆さん、どうもご苦労様でした。業務の都合上、ここで退席させていただきます。

(説明者退席)

【増田企画専門官】 政策アセスメントについては毎年秋のこの評価会で事後的にご意見を賜っているところがございます。端的に申し上げますと、今回何を変えて、それをどういうふうを考えているかということだけお話しさせていただきます。

資料4という形で、政策アセスメントの評価報告書そのものを机の上に載せていると思います。1枚目は概要ですので、1枚めくっていただきまして、ページ数で行くと下に2ページと書いてある「政策アセスメント評価書（個票）」というのがございます。これが様式でございまして、この様式を踏まえて実施要領というのを今回定め直しまして、変えたところが何点かあります。

代表的なところだけ申し上げます。1点目が、施策等の目的という真ん中のところで、検証指標というのを置きました。上に業績指標とありますが、当省の政策評価体系としては、政策目標、施策目標、業績指標という並びになっているんですが、新しい予算を考えたときに、既存の業績指標ではいまいちびったりこないという場合、ここには「検討中」と書くことが多かったこともありまして、これを事後検証するときだけ使用する検証指標というのをつくっていいから、こういう指標で事後検証するというものをとにかくつくってくれという形で、「検討中」を消すためにこれを置きました。

結果的には、「検討中」というのがなくなりましたので、その点はよかったのかなと思います。ただ、検証指標をなるべく定量的に記述するように定めたのですが、そうはいかなかったものもあります。そういうところはある程度の限界はあるのかなと思っておりません。

2点目に工夫したところがございます。3ページをあけていただきます。施策等の効率性というところがございます。施策等の必要性については非常によく書けていて、ロジカルフレームワークというのを使ってしまして非常によく書けているんですが、効率性というのはいつも何を書いているかわからないという実情がございましたので、今回こういう形で費用と効果を書かせて、その比較を書かせる。代替案も書かせる。その中で費用と効果も書かせる。その比較も書かせる。最後に本案と代替案の比較もさせるという形にいたしました。そしてなるべく定量的にとお願いしました。結果を申し上げますと、欄は全部埋めてもらいました。かなり苦勞いたしました。埋めていただくことはできましたが、定性的な記述が多くて、定量的なものは非常に少数にとどまりましたが、それなりに工夫してここを定量的に書いていただいたものもございます。土地局の評価書とか、すぐ出てきませんが、幾つかございます。そのあたりを見ていただくと助かります。そういうものをベストプラクティスとして、今後参考にしてみんなに書いていただくということかなと思っております。

最後に施策等の有効性というところ、一つしか欄がないんですが、ここも例示として施

策等の実施による効果が、業績指標または検証指標の目標値の達成にどの程度寄与しているかを明示せよという形で、書き方を示すことで一定の論理性を確保しようとしたしました。

結果から言いますと、かなり苦勞してこういう形で書かせるようにしましたが、あまりうまく書けておりません。また、業績指標はいいんですが、これを検証指標の目標値の達成にどの程度寄与しているかと指導したのはちょっと失敗いたしました。検証指標をわざわざ立てた以上、100%寄与するのは当たり前でございまして、あまりよろしくなかったなということで、途中から方針を変えまして、業績指標がない場合は、上位の施策目標のほうに定性的にどの程度寄与しているかを書けという形に変えましたので、ここは実施要領自体を変えなければいけないなと思っております。

ちょっと追加しますと、最後にその他がありまして、いろいろ書いてありますが、結局大切なのは一番下の事後評価または事後検証の実施方法及び時期を書けということになっておりまして、ここは総務省からもよく指摘といたしますかチェックを受けるところでしたので、これがうまく書けるように、先ほどの検証指標をつくったり、いろいろ実施要領で指導したわけですが、ここは、見ていただきますと100%近くできるようになったのではないかと考えております。

以上でございます。そういうことを踏まえまして、今後のアセスメントの評価方法についてご意見等をいただければ幸いに存じます。

最後の今後の政策評価の動き等につきましては、資料5-1以降を、すみませんがお読みいただければと思っております。以上でございます。

【上山座長】 はい、ありがとうございました。

それでは事務局で最後締めてください。

【増田企画専門官】 はい、ありがとうございました。貴重なご意見等を、これからいただけるということでよろしく願いいたします。

それから本日の議事録につきましては、先生方のご確認をいただいた上で公表することとなっております。こちらのご確認のほうも作業がありますがよろしく願いいたします。

それからもう1点、資料につきましてはたくさんございます。持って帰っていただく必要はありません。必要だという資料につきましては、申しわけございませんが封筒の中に入れていただきますと、その封筒をそのまま送らせていただきます。必要ないという場合には封筒に何も入れないでお帰りいただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —